

第 7 2 4 回 農 地 部 会 議 事 録

開 催 日 時	平成29年5月8日(月) 午後3時30分から	
開 催 場 所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室	
出 席 委 員	楠瀬 裕久 ・ 西野 幸一 ・ 森本 常喜 ・ 横山 桂一 ・ 加藤 孝幸 ・ 田内 正博 ・ 成岡 三男 ・ 鍋島 義信 ・ 平田 文彦 ・ 山崎 茂盛 ・ 澤本 和男 ・ 宮田 義久 ・ 竹内 義昭 ・ 中山 忠明 ・ 上田 博 ・ 久保 壽美男 ・ 島田 研一 <div style="text-align: right;">以上17名</div>	
欠 席 委 員	前田 貴美雄 ・ 宇賀 巖 ・ 氏原 嗣志 <div style="text-align: right;">以上3名</div>	
部会外出席委員	会長 門田 博文 ・ 会長職務代理者 大野 哲 <div style="text-align: right;">以上2名</div>	
事務局出席者	吉良事務局長 ・ 岩崎次長 ・ 榮枝管理主幹 ・ 竹内主任 ・ 榮枝主査 <div style="text-align: right;">以上5名</div>	
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第4号議案 非農地証明願の件 第5号議案 平成28年度事業報告(案)並びに平成29年度事業計画(案)の件(農地関係) 議案外(報告) <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 	
備 考〔添付書類〕	○第724回農地部会議案書 ○現地案内図 ○第1号議案 案件5に関する資料 ○第5号議案 平成28年度事業報告(案)並びに平成29年度事業計画(案)の件(農地関係) ○農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づく農用地配分計画の認可について	

<p>開 会 議 長</p>	<p>(農地部会長中山忠明が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時37分)) ただいまより第724回農地部会を開催いたします。</p>
<p>委員出欠状況報告 議 長</p>	<p>欠席委員の報告を行います。前田貴美雄委員、宇賀巖委員、氏原嗣志委員、以上3名の委員より欠席の届出が参っております。部会委員総数20名中、出席委員数17名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第22条4項に基づき、本日の農地部会が成立することを、ご報告いたします。</p>
<p>議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長</p>	<p>次に、議事録署名委員の選任につきましては部会長より指名いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) ありがとうございます。それでは指名いたします。署名委員は、成岡三男委員と澤本和男委員の2名をお願いいたします。</p>
<p>議 事 議 長 竹内主任</p>	<p>ただいまから議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 今月は13件の申請が出されております。 議案書2ページから4ページにまたがります案件1と案件2は、譲受人が同一の関連の案件となりますので、まとめて説明いたします。 案件1は、福井町、市街化調整区域、畑、584㎡外3筆、合計3,027㎡を、案件2は、福井町、市街化調整区域、畑、10,402㎡を、施設利用者がリハビリ等を行うための畑として利用するため、所有権を移転するという申請となっております。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が案件1の、緑に塗った所が案件2の申請地となっております。 譲受人は医療法人ではありますが、農地法施行令第2条第1項第1号ハにおきまして、不許可の例外として「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当する場合は許可ができるものと規定されており、農地法施行規則第16条において、施行令の規定に該当する法人の例として、医療法人等の法人について規定されております。 当該申請地では、施設の入所者やデイサービスの利用者が職員や近隣に住むボラン</p>

ティア等の助けを受けながら、心身のリハビリの一環として農作業に従事し、また、収穫した作物は施設の食事で提供していく予定であるとのことですので、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外に該当すると考えます。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在、所有している農地も、同様の目的で使用し、全て耕作しており、今回の申請地においては、ミカンを栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター1台を所有しているとのことです。

周辺農地への影響については、周辺の土地は山林や果樹園等であり、取得後もこれまでどおり果樹の栽培をするため特に影響がないと考えとのことです。

続きまして案件3は、円行寺、市街化調整区域、田、314㎡を、耕作便利のため所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書及び申請書の別添によりますと、譲受人は隣の家に住む父が所有する農地を両親と共に耕作しており、今後、定年を迎えた後には、高齢の両親を手伝いながら、経営を拡大していく計画であるとのこと、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、両親と共に農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えとのことです。

なお、譲受人自身の世帯は経営面積を有していないため、議案書には共に農業に従事している両親の耕作面積を記載しており、戸籍等により2親等内の親族であることを事務局で確認しております。

次に案件4は、公売による農地の所有権移転案件です。平成29年4月5日に開催いたしました第723回農地部会において、本案件の譲受人に買受適格証明を交付することについて追認をいただいております。その後、譲受人が申請地を落札したため、今回の3条申請となったものです。なお、公売による所有権移転であるため、譲受人からの単独申請となっております。

申請地は、五台山、市街化調整区域、田、607㎡外1筆、合計1,211㎡です。現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、申請人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのこと。なお、農機具については、耕耘機等4台の大農機具を所有しているとのこと。

譲受人は農作業の経験があり、妻と臨時雇用者も農業に従事しているため効率的な利用ができるとのこと。

周辺農地への影響については、周囲は水稻作地帯であり、取得後も水稻を栽培することから、特に影響はないと考えるとのこと。

続きまして案件5は、池，市街化調整区域，畑，148㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため所有権を移転するという申請です。現地案内図は、No.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、申請人は高知市内に所有する農地については全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では柿を栽培する予定であるとのこと。なお、譲受人は南国市，香南市，須崎市，四万十町，中土佐町にも農地を所有しているため、各農業委員会にそれぞれの耕作状況について照会したところ、中土佐町農業委員会など4市町の農業委員会からは、全て保全管理されているとの回答が得られています。

南国市農業委員会からは4月25日付で『管理されていない農地がある』との連絡を受け、事前審査会ではその旨を報告いたしました。

その後、譲受人に南国市の農地について管理が不十分であると判断される旨を伝え、草刈りを依頼しておりましたところ、5月1日付で草刈りを行ったとの連絡があり、南国市農業委員会に現地を確認していただいたところ、5月2日に南国市農業委員会から、現地の草刈りができており、管内の全ての農地について、耕作もしくは管理できていると認めることができるとの連絡をいただきました。

本日、南国市の当該地について、お二人に1枚程度の割合で、草刈後の写真を机上配布しております。一番上のところにシールで「第1号議案 案件5に関する資料」とある、縦に3枚の写真が並んでおりますペーパーをご覧ください。

農機具については、トラクター等11台の大農機具を所有しているとのこと。

譲受人は農作業の経験があり、臨時雇用者5名も農業に従事するため、効率的な利用ができるとのこと。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従って営農するため、特に影響はないと考えるとのこと。

次に議案書は5ページをお開きください。

案件6は、議案外報告の「④農地法各条の取消・取下・訂正処理の件」，3条許可取

消の案件1と関連案件となっておりますので、一括してご説明いたします。先に取消願の件からご説明いたしますので、議案書は45ページをお開きください。

案件1は3月の第722回農地部会でご審議いただき、許可となっております土地でございますが、その後、「所有権移転の譲受人を2人の共有とすべきところを、誤ってそのうちの一人の単有（単独所有）で申請していた」ということで、3月22日に3条許可の取消願が提出され、3月24日に受理、許可を取消しております。

今月、同じ土地について、譲受人を共有に直して3条許可申請が提出されましたので、改めてご審議をお願いいたします。議案書は5ページにお戻りください。

申請地は、一宮徳谷、市街化区域、登記地目、田、現況、畑、354㎡を、譲渡人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、野菜を耕作する予定であるとのことです。

大農機具については、耕耘機等3台の大農機具を所有しているとのことです。

また、譲受人2人はともに農作業の経験があるため、効率的な利用ができるとのことです。なお、現地は現在も譲受人が口約束で借り受けて営農しており、今後も同様の耕作をしていくため、周囲への影響は特にないと考えるとのことです。

次に、案件7は、大津乙、市街化調整区域、田、1,077㎡を、譲渡人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を耕作する予定であるとのことです。

大農機具については、トラクター5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、また、妻も農業に従事しているほか、繁忙期などに臨時で人を雇うため、効率的な利用ができるとのことです。

また、申請地では周辺と同様の耕作を計画しており、地域の防除基準に従って営農するため、周囲への影響は特にないと考えるとのことです。

なお、現地につきましては、昨年まで遊休農地として指導していた土地でございますが、現在、すでに現地は水田に復原されていることを確認しております。

また、譲受人の耕作面積は3,196㎡であり、下限面積の4反を下回っておりますが、今回の申請が許可となりますと、耕作面積は合計で4,273㎡となり、下限面積要件を満たすこととなります。

次に案件8は、春野町弘岡上、市街化調整区域、田、845㎡を、贈与により、所有

権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

農機具についてはトラクター等5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に父母、妻も農業に従事しており、効率的な利用が出来るとのことです。

周辺農地への影響については、周囲が水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

続いて案件9は、春野町弘岡下、市街化調整区域、畑、33㎡外3筆、合計382㎡を、譲渡人の希望により、耕作便利のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では果樹を栽培する予定であるとのことです。

大農機具については所有しておりませんが、必要時には親族から借用しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に夫、別世帯の母が農業に従事しており、効率的な利用が出来るとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

議案書は6ページに移りまして、案件10は、春野町芳原、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、92㎡を、譲受人の希望により、耕作便利のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜を栽培する予定であるとのことです。

大農機具については所有しておりませんが、必要時には親族から借用しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があるので、効率的な利用が出来るとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するほか、周囲も山林に囲まれており、特に影響がないと考えるとのことです。

次に案件11、案件12は土地の交換による関連案件ですのでまとめて説明します。

案件11は、春野町芳原、市街化調整区域、畑、53㎡を、案件12は、同じく、春野

町芳原，市街化調整区域，畑，53㎡を，交換により所有権を移転するものです。

現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクに塗った所が案件11の，緑色に塗った所が案件12の申請地となっております。

各申請書の別添によりますと，案件11の譲受人は，現在，所有している農地を全て耕作しており，申請地ではミカンを栽培する予定であるとのことです。

大農機具につきましてはトラクター等6台を所有しているとのことです。

また，譲受人は農作業の経験があるため，効率的な利用ができるとのことです。

現地では周囲の農地と同じ方法で営農するため，特に周辺への影響はないものと考えられるとのことです。

また，案件12の譲受人については，所有している農地のうち，貸付地以外は全て耕作をしており，申請地では菊を栽培する予定であるとのことです。

大農機具につきましては，トラクター等5台を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり，妻も農業に従事しているため，効率的な利用ができるとのことです。

現地では周囲の農地と同じ方法で営農するため，特に周辺への影響はないものと考えられるとのことです。

次に案件13は，春野町内ノ谷，市街化調整区域，畑，16㎡を，譲受人の希望により，耕作便利のため所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.11をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと，譲受人は，所有する農地を全て耕作しており，今回の申請地では野菜を栽培する予定であるとのことです。

大農機具につきましては，トラクター等4台を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり，母も農業に従事しているため，効率的な利用が出来るとのことです。

周辺農地への影響については，農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するほか，周囲も山林に囲まれており，特に影響がないと考えられるとのことです。

以上，案件5につきましては，市外の農地も含め，全ての農地が耕作されているものと認められれば，許可要件の全てを満たすと考えます。

その他の案件につきましては，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件の全てを満たすと考えます。

なお，現地については地元委員に確認をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

議 長

楠瀬委員	まず、第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。 案件1から案件3については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議長 成岡委員	次に、第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。 案件4については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。案件5については、事前審査会の時点では、南国市にある農地の一部が耕作できる状況でないため、許可要件を満たさない判断をしました。事務局から説明があったとおり、現在の耕作状況を踏まえて、農地部会の審議をお願いします。
議長 竹内委員	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。 案件6と7について、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議長 上田委員	最後に第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。 案件8から案件13については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入りますが、案件5について別途審議をお願いいたします。 案件5については、先程の事前審査会の報告と事務局の報告がございましたが、南国市の農地が耕作できる状態であるということでしたが、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。 また南国市の案件につきましては、写真がお手元にあると思いますので、よろしく お願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。 案件5につきましては、現地及び所有する農地が全て耕作できる状況であると判断できるため、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件5につきましては、現地及び所有する農地が全て耕作できる状況であると判断できるため、許可することに決定いたします。 次に案件1から案件4、案件6から案件13について審議をお願いいたします。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件1から案件4、案件6から案件13につきましては、許可することに決定いたし

委員
議長

ますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

案件1から案件4、案件6から案件13につきましては、許可することに決定いたします。

次に第2号議案、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹内主任

今月は全体で10件の申請が出されております。

議案書は8ページをお開きください。

案件1は、朝倉丙、市街化区域、畑、320㎡を、平成28年6月15日、相続により所有権を取得したことの届出です。

現在、届出人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。

続きまして案件2は、針木南、市街化調整区域、畑、1,391㎡外5筆、合計6,669.58㎡を、平成24年8月1日、相続により所有権を取得したことの届出です。

現在、届出人が管理しているため、あっせんの希望はないとのことです。

続きまして議案書8ページから10ページにまたがります案件3は、福井町、市街化調整区域、畑、264㎡外14筆、合計20,997㎡を、平成27年8月23日、相続により所有権を取得したことの届出です。

現在、届出人が管理しているため、あっせんの希望はないとのことです。

続きまして議案書10ページから11ページにまたがります案件4は、福井町、市街化調整区域、畑、17㎡外1筆、合計528㎡を、平成29年1月8日、相続により所有権を取得したことの届出です。

現在、届出人のお二人が管理しているため、あっせんの希望はないとのことです。

次に案件5は、神田、市街化区域、登記地目、山林、現況、畑、5.70㎡外1筆、合計140.70㎡を、平成25年3月13日、相続により所有権を取得したことの届出です。

届出者からはあっせんの希望があり、あっせん申出書が提出されています。

次に、議案書は11ページから12ページにまたがります案件6は、薊野、市街化調整区域、畑、95㎡外5筆、合計2,885㎡を平成28年11月9日、相続により、申請者2人が2分の1ずつの共有で、所有権を取得したことの届出です。

申請地は、申請者が耕作・管理しており、あっせんの希望はないとのことです。

次に、議案書は13から15ページにまたがります案件7は、布師田、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、439㎡外18筆、合計11,327㎡を、平成28年5月17日、相続により所有権を取得したことの届出です。

申請地は、申請者が自作しているほか、一部を知人に貸し付けており、あっせんの

希望はないとのことです。

次に、案件 8 は、高須、市街化調整区域、田、1,560 m²外 1 筆の持分 2 分の 1、合計 824.50 m²を、平成 26 年 9 月 3 日、相続により所有権を取得したことの届出です。

申請地は、現在、中間管理権で高知県農業公社に貸し付けており、あっせんの希望はないとのことです。

なお、この相続により、申請地は、申請者を含む 2 人の共有となっております。

次に議案書は 15 ページから 16 ページにまたがり案件 9 は、介良乙、市街化調整区域、田、999 m²外 7 筆、合計 3,980.12 m²を平成 28 年 8 月 26 日、相続により所有権を取得したことの届出です。

申請地は現在、知人に耕作してもらっており、あっせんの希望はないとのことです。

次に、案件 10 は、春野町内ノ谷、市街化調整区域、田、423 m²外 2 筆、合計 499 m²を、平成 29 年 1 月 15 日相続により所有権を取得したことの届出です。

現在、届出者の親族が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。

なお、全ての案件につきまして相続登記が済んだことを事務局で確認しております。

以上で第 2 号議案の説明を終わります。

議 長

第 2 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

まず、第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。

楠瀬委員

案件 1 から案件 4 については、受理相当と認めました。

議 長

次に第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。

成岡委員

案件 5 については、受理相当と認めました。

議 長

次に第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員

案件 6 から 9 については、受理相当と認めました。

議 長

最後に第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。

上田委員

案件 10 については、受理相当と認めました。

議 長

事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委 員

(意見、質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。

案件 1 から案件 10 については、受理することに決定しますが、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

案件 1 から案件 10 については、受理することに決定いたします。

続きまして第 3 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

竹内主任

今月は全体で 19 件の申請が出されております。

内訳は、所有権移転の案件が 2 件、利用権の新規設定が 10 件、更新設定が 7 件となっております。

議案書は 18 ページをご覧ください。所有権移転についての総括表を掲載しております。

1 は所有権移転の総括です。今月は、所有権を移転する者が 3 人で延べ 3 人、所有権の移転を受ける者が 2 人で延べ 3 人となっております。

所有権移転を行う土地の内訳は、田が 2 筆で、合計 747 m²、畑が 2 筆で、合計 551 m²です。以下の表は、対象農地を地区別にまとめたものです。詳細については省略させていただきます。

次に 19 ページをご覧ください。利用権設定についての総括表を掲載しております。

1 が、利用権設定の総括表です。今月は、利用権を設定する者が 17 人で延べ 17 人、利用権の設定を受ける者が 11 人で延べ 17 人となっております。

土地の内訳は、田が 27 筆、22,731.98 m²、畑が 17 筆、10,176 m²です。また、設定の内訳を見ますと更新設定が 19 筆、13,406 m²、新規設定が 25 筆、19,501.98 m²となっております。

期間別に見ますと 3 年未満が 1 筆、674 m²、3 年から 6 年未満が 42 筆、31,803.98 m²、10 年以上が 1 筆、430 m²となっています。

以下の表は、対象農地を地区別に表したものです。詳細については省略させていただきます。

それでは、先に所有権移転の案件からご説明いたします。議案書は 20 ページをご覧ください。

案件 2 は、岩ヶ淵、畑、512 m²外 1 筆、合計 551 m²を売買するという案件です。

平成 29 年 3 月 22 日に譲渡人から売りたいとの申し出があり、平成 29 年 4 月 12 日に J A 高知市旭支所の会議室において、地元委員の立会いのもと話がまとまったものです。

次に議案書は 25 ページから 26 ページにかけてご覧ください。

案件 18 は、春野町西諸木、田、669 m²外 1 筆、合計 747 m²を売買するという案件です。

平成 28 年 2 月 8 日に譲渡人から売りたいとの申し出があり、平成 29 年 3 月 16 日に J A 高知春野の会議室において、地元委員の立会いのもと話がまとまったものです。

続きまして、利用権の新規設定の説明をいたします。

案件 1 は、上本宮町、畑、430 m²を、平成 29 年 6 月 1 日から平成 39 年 5 月 31 日ま

での10年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、借人は現在、仕事の傍ら、できる範囲内で野菜を栽培しているとのことですが、今後は生産量を増やし、スーパーの直販コーナーに出荷するなど、経営を拡大していく予定であるとのことです。

続きまして案件3は、鏡吉原、畑、1,229㎡外2筆、合計1,606㎡を、平成29年6月1日から平成34年5月31日までの5年間貸すという貸借権の新規設定です。

賃借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、賃借人は現在、妻と共に鏡地域の農業者から作業を受託し農業に従事しているとのことですが、今後は、一農家として経営を拡大していく予定であるとのことです。

なお、本案件の申請地は未相続地であるため、相続権の2分の1を越える相続権者の同意があることを事務局で確認済みです。

次に議案書は21ページに進みまして、案件4は、五台山、田、1,049㎡のうち943.98㎡を、平成29年6月1日から平成34年5月31日までの5年間貸すという貸借権の新規設定です。

議案書は22ページにまたがりまして、案件5と6は借人が同一の関連案件です。

案件5は、布師田、田、1,025㎡外9筆、合計7,073㎡を、平成29年6月1日から平成33年12月31日までの4年7ヶ月間貸すという貸借権の、案件6は、布師田、田、460㎡を、平成29年6月1日から平成34年12月31日までの5年7ヶ月間貸すという、使用貸借権の新規設定です。

次に、案件7は、高須、田、2,565㎡を、平成29年6月1日から平成34年2月28日までの4年9ヶ月間貸すという、貸借権の新規設定です。

次に、議案書は24ページに進みまして、案件15は、春野町弘岡中、田、674㎡を平成29年6月1日から平成30年5月31日までの1年間貸すという、使用貸借権の新規設定です。

議案書は24ページから25ページにまたがりまして案件16は、更新設定分も含まれますが、まとめて説明します。

申請地は、春野町弘岡下、田、819㎡外6筆、合計4,864㎡を平成29年6月1日から平成34年5月31日までの5年間貸すという、貸借権の新規設定です。

案件17は、春野町弘岡下、田、1,741㎡を平成29年6月1日から平成33年5月31日までの4年間貸すという、貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書は 26 ページをお開きください。

案件 19 は、中間管理権の設定により、高知県農業公社が農地を借り受けるという内容の申請です。

春野町東諸木、田、1,213 m²を平成 29 年 6 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

なお、最終貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定となっております。

また、本案件の申請地は未相続地となりますが、相続権の 2 分の 1 を越える相続権者の同意があることを事務局で確認済みです。

以上、全ての案件につきまして、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

すべての案件について、妥当なものと決定されますと、平成 29 年 6 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第 3 号議案の説明を終わります。

議 長

第 3 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

楠瀬委員

まず、第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。

議 長

案件 1 から案件 3 については、妥当と認めました。

次に第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。

成岡委員

案件 4 については、妥当と認めました。

議 長

次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員

案件 5 から 14 については、妥当と認めました。

議 長

最後に、第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。

上田委員

案件 15 から案件 19 については、妥当と認めました。

議 長

事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委 員

(意見、質問なし)

議 長

ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

案件 1 から案件 19 につきましては、妥当なものと決定することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

案件 1 から案件 19 につきましては、妥当なものと決定することにいたします。

次に第 4 号議案、非農地証明願の件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

竹内主任

議案書は 28 ページをご覧ください。

今月は 12 件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等については、議案書のとおりです。

地区の内訳は、朝倉が 2 件、秦が 1 件、長浜が 1 件、高須が 1 件、29 ページから 30 ページにまたがりまして大津が 1 件、31 ページにかけまして春野が 6 件となっています。

全て地元委員さんの確認を得て、証明書を交付しております。

なお、1,000 m²を超える案件については、事務局でも確認しております。

追認をお願いします。

議長 第 4 号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。

第 4 号議案については、追認することにご異議はございませんか。

委員 (異議なし)

議長 それでは、第 4 号議案については追認することに決定いたします。

次に第 5 号議案、平成 28 年度事業報告(案)並びに平成 29 年度事業計画(案)の件(農地関係)を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

榮枝管理主幹 それでは、農地関係の平成 28 年度の事業報告(案)を説明させていただきます。内容的には農地部会での審議内容のみでなく、農地係で取扱っております事務事業についても合わせて報告いたします。

1 ページをお開きください。

(1) 農地部会は、毎月 5 日を基準日として、12 回開催し、許可申請等につき審査をしました。

まず、3 条許可申請は、102 件、110,376 m²となっており、前年度と比較しますと件数で 17 件、面積で 1,721 m²増加しています。

次に、4 条、5 条の許可申請及び届出は、256 件、153,916 m²で、そのうち住宅に転用する申請が、面積で 27.93%を占めております。

市街化区域で 130,244 m²、その他の区域で 23,672 m²の農地が転用されました。

前年度と比較しますと、件数で 25 件、面積は 6,117 m²、増加しています。

18 条第 1 項による許可申請(解約の申し入れ)が 1 件あり、許可となりました。

また、18 条第 6 項による合意解約通知は 45 件あり、地元農業委員確認の上、合意解約に相違ないものとして処理しました。

次の非農地証明は 83 件、56,391 m²で、そのうち建物等が建っていたものが 12,508

m²、山林化していたものが 37,648 m²となっており、合わせますと、全体の 88.94 m²を占めています。

農地部会の 1) 開催状況につきましては、記載のとおりです。

下の方ですが 2) 事前審査を、それぞれの区域ごとに案件の事前審査を行いました。20 ページは、事前審査会の開催日や、3 条、4 条、5 条の許可申請に伴う現地調査箇所を記載しています。

21 ページからは、(2) 農地関係の許可申請等、事務処理の状況を記載しております。

21 ページには概要を、22 ページには 3 条、4 条、5 条、18 条、非農地証明の地区別の処理件数、面積を記載しております。

23、24 ページは、非農地等の現況証明の地区別、現況別の件数と面積、次の 25、26 ページには、4 条、5 条による地区別・転用目的別の件数と面積、27 ページには各種申請の取り下げ、取り消しの処理件数を記載しています。

28 ページは、(3) 特定農地貸付法による市民農園の開設状況です。平成 29 年 3 月末現在で 16 箇所あります。

次に、29 ページ、(4) 賃貸借関係についてですが、平成 29 年 3 月末現在で管理しています小作地台帳の状況は、記載のとおりです。

農地の賃借料情報提供については、賃借料を決めるうえで参考にするために、平成 27 年度に公告された利用権を設定した際の賃借料を、表のとおり市のホームページ等に掲載するとともに窓口へ備え付け、賃借料の情報提供を行いました。

次に 30 ページ、(5) 農地パトロール (利用状況調査) については、遊休農地の実態把握と発生防止、解消、違反転用の発生防止等を目的として、28 年度は 6 月から 8 月にかけて、市内を 23 地区に分け、農業委員、農業委員会協力員等で農地パトロールを実施しました。一宮、春野町諸木の 2 地区につきましては、重点地区と定め、航空写真等を活用し、10 月に農地の利用状況を調査しました。

また、これらの調査により把握した遊休農地等について、所有者に対して指導を行うとともに、農地の利用意向調査を行い、新たな耕作者につなげていく取り組みを進めました。

無断転用及び遊休農地の状況につきましては、記載のとおりです。

続きまして、31 ページ、(6) 国有農地管理事務事業につきましては、戦後、国が地主より買収し小作人へ売り渡しが行われましたが、その時、売り渡しされずに貸し付けられたものが国有農地として残っており、通常の事務処理は農業委員会が窓口となっています。現在、高知市内にある国有農地の状況につきましては、記載のとおりです。

32 ページをご覧ください。

(7) 農地調整事務処理事業につきましては、農地法に基づく農地利用関係の紛争の仲介は、平成 28 年は 1 件ありました。

また、調査対象の農業所有適格法人は 15 法人となっています。

続きまして 33 ページの (9) 農地の現況等に関する調査、(10) 農地台帳整備事業については、記載のとおりです。

次に (12) 農用地利用権設定等推進事業につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき行われるもので、貸し借りの期間が満了すれば、自動的に農地が返還される安心、安全な制度として定着しております。

この事業の一環として、会長を除く農業委員 35 名と高知市農協の支所長 17 名及び高知市春野農協の集落推進員 2 名の計 55 名が農用地利用権設定等推進員の委嘱を受けて、貸し借り等の結び付けを行いました。

利用権設定等の実績は、34 ページから 35 ページにかけて記載しています。

農用地利用調整会議等の開催及び農地流動化の管理業務につきましては、記載のとおりです。

34 ページの 4) 農地銀行によるあっせん活動については、この事業を進めるために農地等の貸借・売買を希望する農家の掘り起こしとあっせん、農地の利用に関する相談等の活動を行いました。

35 ページをご覧ください。

農地銀行によるあっせん活動として、推進員によるあっせん申し出一欄を記載しております。

続きまして、36 ページからは、利用権設定関係を記載しております。

36 ページから 39 ページは、権利別の農地流動化状況を、40、41 ページは、期間別の利用権設定状況を記載しております。

次に 42 ページをご覧ください。

(13) 農業振興地域整備計画の通常変更及び軽微な変更について、全体会 1 回、農地部会 1 回、臨時総会 1 回においてそれぞれ審議し、回答しました。

(14) 関連諸会議については表のとおりです。

以上で、平成 28 年度事業報告(案)の説明を終わります。

続きまして、平成 29 年度事業計画のうち (9) の農地関係について、説明させていただきます。

50 ページをご覧ください。

まず 1) 農地総会ですが、農地法、農業経営基盤強化促進法、その他の法令により、

その権限に属された事項について適正に対処するため、毎月1回開催いたします。

農地法各条の規定による許可申請・農業経営基盤強化促進法に関わる事案等の申請書受付の締め切りは、毎月15日を基準としています。

事前審査会は4つの区域に分け、23、24、25日を基準に開催することとし、審査会当日には、各事前審査会区域内の農業委員及び、農地利用最適化推進委員に出席いただき、農地法及び農業経営基盤強化促進法等の全ての案件を審議することはもちろん、必要に応じて現地調査を行います。

ウとエの事務局の審議及び議案発送は月末を基準とし、オの農地総会は、翌月の5日を基準に開催します。

県知事許可分につきましては、毎月10日までに県に意見書を送付しますが、30aを超える転用、農用地区域内農地、一種農地、甲種農地については、県ネットワーク機構に諮問した後、県に意見書を送付します。

次に2)農地法関係等申請処理事務ですが、ア農地等の権利移動については、農地法第3条第1項の規定に基づき、適正に処理します。

イ農地転用届出の対応は、市街化区域内農地の転用届出について、農地転用届出事務処理規程に基づき、事務処理の迅速化を図ります。

次に51ページをご覧ください。

ウ諸証明書交付は、事務処理要領に基づき、適正に処理します。

次に4)の農地パトロール(利用状況調査)については、遊休農地の実態把握と発生防止、解消、農地の違反転用発生防止を目的として、6月から8月にかけて、農地パトロール(利用状況調査)を行います。

さらに10月頃に、遊休農地が周辺農業に及ぼす影響の高い地域を重点的に調査します。これらの調査により把握した遊休農地については、所有者に対し指導を行うとともに、農地中間管理事業の利用や農地の利用意向調査を行い、新たな耕作者につなげていく取り組みを進めます。

また、イ日常活動を通じ、農地転用許可基準及び許可書等の交付があるまでは転用行為に着手しないよう周知に努めます。

ウ無断転用の事案を発見した場合は、処理手順に基づき、区域内の農業委員及び推進委員により適正に処理します。

また、エ農地パトロールによる利用意向調査の結果を農地台帳に記載します。

5)農地利用最適化の推進については、遊休農地を解消するために、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地利用最適化を推進します。

6)農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修会については、改訂した手引き等を

活用して、研修会を実施します。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携した、現場活動を想定した実地研修も実施します。

52 ページの8) 農地調整事務処理事業、ア農地の利用関係で発生した紛争については、規定に基づき仲介などを行い、早期解決に努めます。そして、イ転用に伴い紛争が生じると思われる事案については、区域内の農業委員、農地利用最適化推進委員をはじめ関係者で協議し、未然に防止します。

11) 農地台帳の整備については、例年どおり住民基本台帳、固定資産台帳のデータ突合により、情報を最新のものに更新します。

次に、13) の農用地利用権設定等推進事業については、利用権設定等推進員による農地の出し手、受け手の結び付け活動を実施し、併せて遊休農地化を防止するための利用調整を行います。

以上で、平成 29 年度事業計画(案)の農地関係の説明を終わります。

議 長

第 5 号議案の説明が終わりました。審議に入ります。

ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委 員

(意見、質問なし)

議 長

ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

第 5 号議案につきましては承認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

第 5 号議案につきましては承認することに決定いたします。

続きまして、議案外報告を一括してお願いいたします。

竹内主任

議案外報告の①農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の件でございます。

議案書は 33 ページをお開きください。

今月は、8 件の届出がござっております。

なお、全ての案件につきましては、地元委員さんの確認を得て、事務局長専決により受理しております。

地区の内訳は、朝倉が 2 件、秦が 1 件、34 ページにまたがりまして鴨田が 1 件、潮江が 2 件、高須が 1 件、35 ページにまたがりまして介良が 1 件です。

次に議案外報告の②農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の件でございます。

議案書は 37 ページをお開きください。

今月は、13 件の届出がござっております。

なお、全ての案件につきまして、地元委員さんの確認を得て、事務局長専決により受理しております。

地区の内訳は、朝倉が4件、議案書は38ページに移りまして旭が1件、40ページにまたがって秦が3件、鴨田が2件、長浜が1件、高須が1件、41ページに移りまして大津が1件です。

続きまして③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件でございます。

議案書は43ページをお開きください。

今月は1件の届出が出されております。

本案件につきましては、地元委員さんに合意解約に相違ないことをご確認いただき、届出を受理しております。

次に、④農地法各条の計画取消・取下・訂正処理の件でございます。

議案書は45ページをお開きください。

今月は、3条の取消願が1件、46ページに移りまして、3条の取下願が1件出されております。このうち、取消願につきましては、第1号議案の案件6で、一括してご説明しておりますので、説明は省略いたします。

46ページの3条の取下願につきましては、先月の第723回農地部会でもご説明いたしましたが、売買契約が取り止めとなったため、先月の農地部会前に3条申請も取下げとなったもので、3月27日に取下願が提出され、3月31日に受理しているものです。

以上で、議案外報告を終わります。

議長 議案外の報告が終わりました。ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

委員 (意見、質問なし)

議長 ないようでしたら、議案外報告を終わります。

次に、その他として、事務局から報告があります。

栄枝管理主幹 農用地利用配分計画の認可について、ご報告いたします。

机上配布しております、資料1、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づく農用地利用配分計画の認可について、と記載された用紙をご覧ください。

農地中間管理事業としまして、高知県農業公社が土地の所有者から農地を借り受ける利用権設定につきまして、1月の農地部会でご審議いただき、計画が妥当なものと決定されたことを受けまして、2月2日付けで高知市が公告した案件が4件、また、2月の農地部会でご審議いただき、計画が妥当なものと決定されたことを受けまして、3月1日付けで高知市が公告した案件が1件ございます。

	<p>公告しました案件は県において認可され、全ての案件につきまして、部会で説明しました貸付予定者への貸付が開始された旨の通知がっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
次回農地部会 議長	<p>次回の農地部会は6月5日（月）を予定しております。</p>
閉 会 議長	<p>以上で第724回農地部会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後4時37分閉会)</p>

以上のおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 29 年 6 月 5 日

議長

中山 忠明

議事録署名委員

成 岡 三 男

議事録署名委員

澤 本 和 男

議事録作成者

栄 枝 真 実